

〈平成17年度税制改正〉
中小企業関係税制改正の概要

平成16年12月
経済産業省
中小企業庁

【目 次】

1 . 創業・経営革新支援策の統合・強化【中小企業新事業活動促進法（仮称）関連】	2
(1)創業・経営革新を支援する設備投資減税の統合・強化	4
(2)中小企業に対する留保金課税の特例措置の拡充・見直し	5
(3)エンジェル税制の延長	6
2 . 人材投資促進税制の創設	7
3 . その他の主な中小企業関連税制	9
4 . 長期的検討課題	13

1. 創業・経営革新支援策の統合・強化

中小企業支援3法による支援策を統合・強化する中小企業新事業活動促進法案（仮称）を平成17年度の通常国会に提出予定。同法の下で、従来の創業・経営革新支援税制を統合・強化し、簡素で利用しやすい体系を構築する。

中小企業新事業活動促進法（仮称）の背景・必要性

景気回復の足取りを確実なものとするため、中小企業の積極的な取組への後押しが必要

中小企業施策の基本理念である「多様で活力ある中小企業の成長発展」をより明確化する体系の構築が必要

新規産業創造の活性化のため創業促進の支援が必要

潜在力を活かして経営向上に取り組む経営革新の支援が必要

他社と連携して、互いに強みを有する経営資源を補完しつつ、新たな事業分野の開拓を実現する異分野連携に対する支援が必要

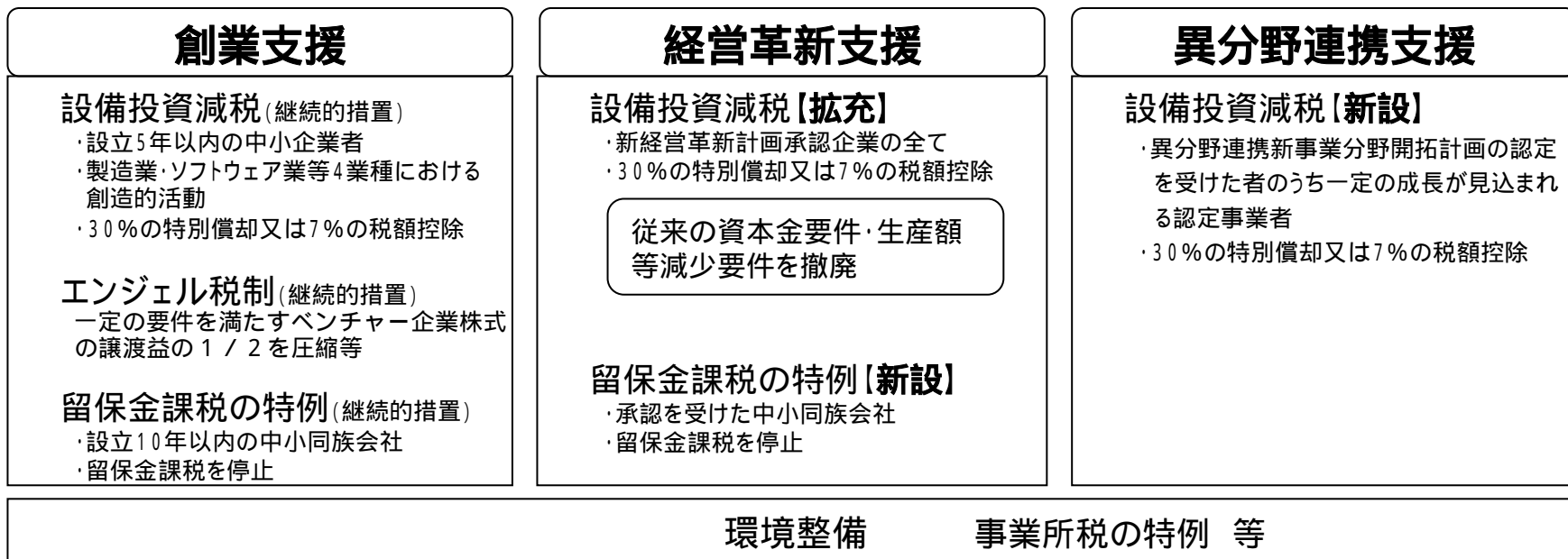
中小企業支援施策の
骨太化が必要

中小企業新事業活動促進法(仮称)の下での税制措置の統合・強化

< 現在の中小企業支援3法による支援体系 >



中小企業新事業活動促進法(仮称)の下で創業・経営革新支援税制を統合・強化



改正の効果

予算・金融措置においても、併せて施策の骨太化

創業・経営革新支援税制を抜本的に統合・強化し、前向きな設備投資や自己資本の充実に向けた取組を総合的に支援することにより、中小企業の創業・経営革新・異分野連携等による新事業展開が大胆かつ着実に行われることが期待される。

1. (1) 創業・経営革新を支援する設備投資減税の統合・強化

創業時の企業や経営革新に取り組む中小企業が事業の立上げ・拡大に向けた設備投資を円滑に行える環境をより一層強化するため、設備投資減税の統合・強化を行う。

改正の概要： 下記の全ての設備投資に対し、**7%の税額控除**(リース含む)又は**30%の特別償却**を措置。

創業支援

現行の措置を**継続**

改正内容(平成19年3月31日まで)

- ・設立5年以内の中小企業者
- ・製造業、印刷業、ソフトウェア業及び情報処理サービス業における創造的活動

経営革新支援

現行措置で、対象を経営革新計画承認企業のうち、生産額等が10%減少した場合に限る、税額控除は資本金3,000万円以下の企業に限る、としている要件を撤廃して**拡充**

- ・限定要件を全て撤廃
- ・新経営革新計画承認企業全てに対し適用

税額控除対象企業要件
(資本金3千万円以下)
の撤廃()

生産額等10%
減少要件の撤廃

税額控除

特別償却

現行措置

現行措置

生産額等10%
減少要件の撤廃

製造業等3億円以下、卸売業1億円以下、小売業・サービス業5,000万円以下等。
ただし、従業員数基準により中小企業者等に該当する場合にも適用。

異分野連携支援

異分野連携支援の設備投資減税を**新設**

- ・異分野連携新事業分野開拓計画(仮称)認定事業者のうち一定の成長が見込まれる者

改正の効果

創業活動の促進とともに、経営革新支援対象企業が拡充されることにより、中小企業の創意工夫や前向きな努力を前提とした経営革新に向けた取組が大幅に拡大することが期待される。

1. (2) 中小企業に対する留保金課税の特例措置の拡充等

中小企業をめぐる資金調達環境が依然厳しい中、意欲ある取組を行う中小企業の自己資本充実にに向けた努力を促進するため、留保金課税の特例措置の拡充等を行う。

改正の概要： 下記の者に対し、留保金課税を不適用とする特例措置を講じる。

創業支援

改正内容

現行の措置を**継続**

- ・設立10年以内の中小企業者
- ・期限は平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度まで

経営革新支援

以下の現行措置を廃止し、経営革新支援に向け対象を拡充した制度を**新設**
新事業創出促進法認定事業者
前年度の研究開発費の対収入金額比率が3%超の中小企業

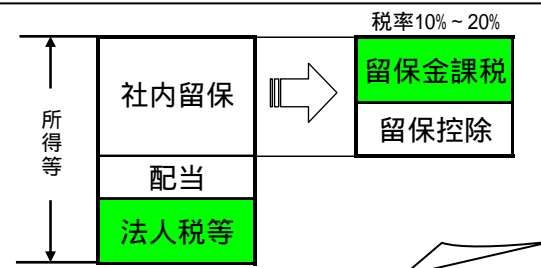
- ・新経営革新計画承認企業全てに対し適用
- ・期限は新法施行後、平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度まで

その他

自己資本比率50%以下の中小企業(資本金1億円以下)に対する措置は引き続き継続。(期限は平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度まで)

参考：留保金課税制度の概要

間接的に配当を促すため、同族会社(3人以下の株主等で、持株割合が50%超の会社)が内部留保した金額に対して追加的に課税する制度。



改正の効果

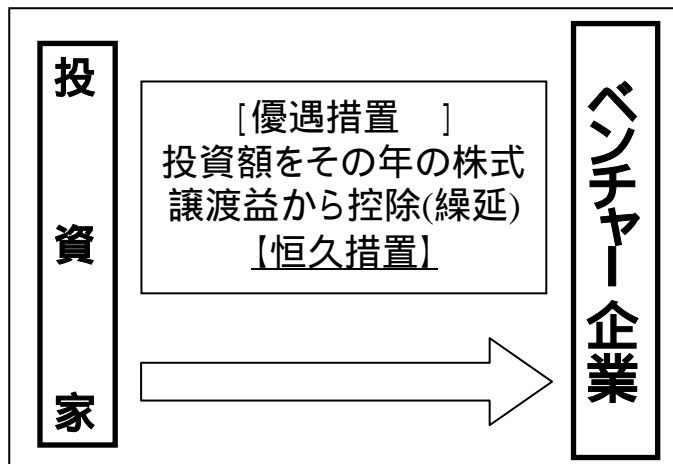
内部留保に頼らざるを得ない創業段階の中小企業や、リスクを伴う設備投資等を行い、付加価値の向上を目指す経営革新計画遂行中の中小企業の自己資本充実を促すことにより、中小企業の活力向上が期待される。

1. (3) エンジェル税制の延長

ベンチャー企業の創出・発展を促すため、エンジェル税制のうち、「株式譲渡益の圧縮措置」の適用期限を2年間延長する。

改正の概要

< 投資時点 >



< 売却時点 >

【株式譲渡(益)が発生した場合】

[優遇措置] 株式譲渡益を1/2に圧縮

【株式譲渡(損)が発生した場合】

[優遇措置] 損失を他の株式譲渡益から翌年以降3年間繰越控除 [恒久措置]

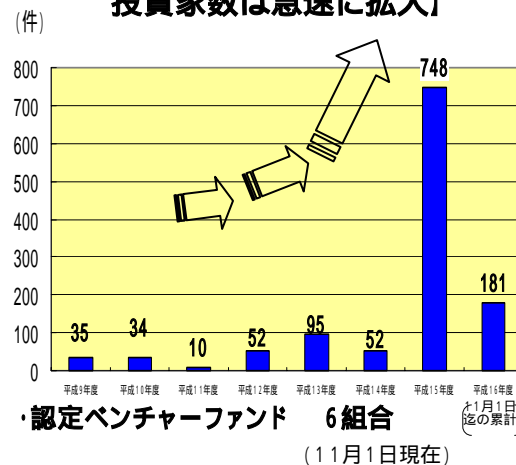
適用期限を
2年間延長。

(株式取得期限を
19年3月31日までとする)

改正の効果

投資時点・売却時点の3つの上記特例がセットで措置されることにより、個人投資家の投資インセンティブを高められ、創業時の最大の課題である「資金調達」を円滑化し、ベンチャー企業の創出・発展が促進されることが期待される。

【エンジェル税制の利用
投資家数は急速に拡大】



2. 人材投資促進税制の創設

我が国の産業競争力の基盤である産業人材を育成・強化する観点から、人材投資の減少傾向を拡大に転じさせるとともに、企業における戦略的な人材育成への取組を強力に後押しするため、人材育成に積極的に取り組む企業について、教育訓練費の一定割合を法人税額から控除する制度を創設する。

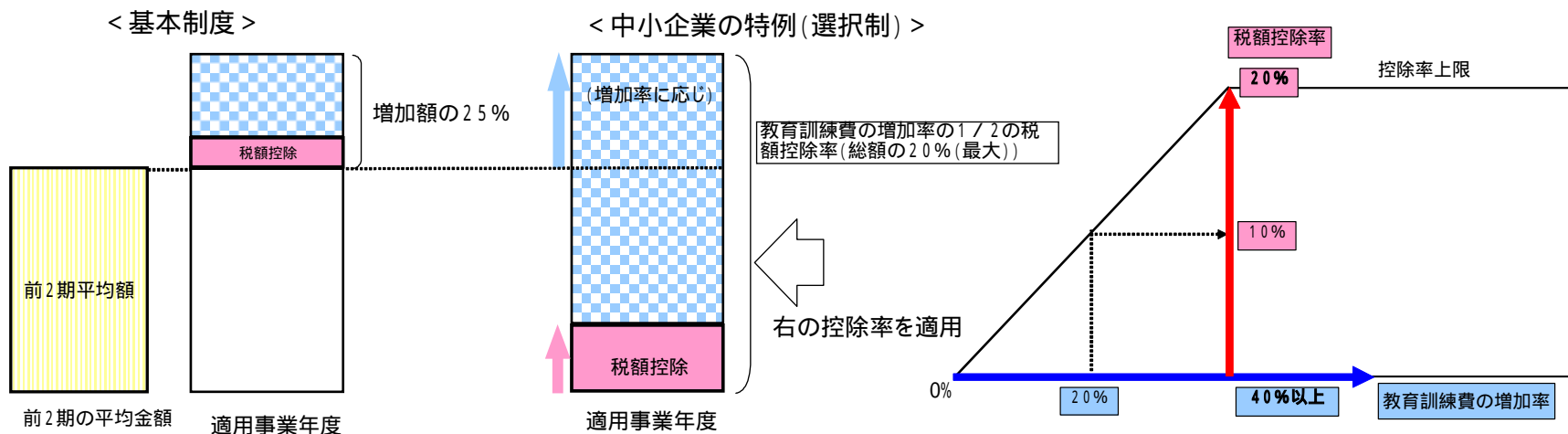
特に、人材育成支援のニーズが高い中小企業については、教育訓練費を増加させた場合、その総額に対し最大で20%までの控除を可能とする等、積極的に人材育成に取り組む中小企業を抜本的に支援。

制度の概要

基本制度 教育訓練費を基準額(前2事業年度の平均額)より増加させた企業について、その**増加額の25%**に相当する金額を当期の法人税額から控除する(法人税額の10%を限度)。

中小企業の特例 中小企業については、教育訓練費を上記の基準額より増加させた場合、教育訓練費の**総額に対し、増加率の1/2に相当する税額控除率(上限20%)**を乗じた金額を当期の法人税額から控除**(法人税額の10%を限度)**する。(の税額控除との選択が可能。)

中小企業特例は地方税(法人住民税)においても適用(課税標準を法人税額控除後の額とする)。



改正の効果

- ・長期減少傾向にある企業の人材投資額を回復・増大
- ・企業の生産性向上・経営革新を通じて、我が国産業全体の競争力が上昇

注) 3年間の措置

税額控除の対象費用と具体例

講師・指導員等経費	：	社外講師・指導員に支払う講師料・指導員料
教材費	：	研修用の教材・プログラムの購入料等
外部施設使用料	：	研修を行うために使用する外部施設・設備の借上料、利用料
研修参加費	：	企業経営の観点から企業が従業員の教育訓練場必要なものとして指定した講座等の受講費用、参加費用
研修委託費	：	講師、教材等を含め研修全体を外部の教育機関へ委託する場合の費用

税額控除額計算の例

基準額(前2事業年度の教育訓練費の平均額)1000万円の中小企業が、適用事業年度に教育訓練費を400万円(40%)増加させた場合

基本制度の場合:100万円、中小企業特例の場合:328万円 の税額控除

基本制度(増加型) 法人税控除額 100万円(400万円(増加額)×25%(控除率))

中小企業特例 法人税控除額 280万円(1400万円(総額)×40%×1/2(控除率))

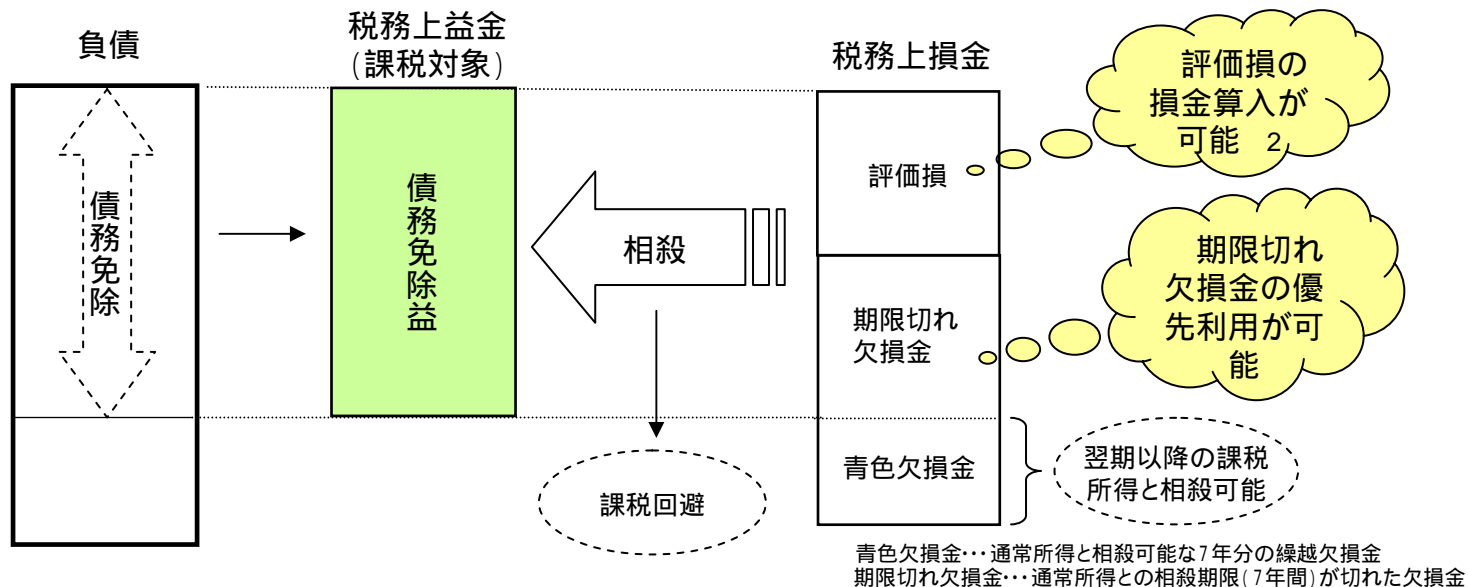
法人住民税控除額 48万円(280万円×17.3%(法人住民税率))

3. その他の主な中小企業関連税制

(1) 企業再生の円滑化を図るための税制措置

迅速な企業再生を支援する観点から、民事再生法等の法的整理に加え、これに準ずる一定の要件¹を満たす私的整理において債務免除が行われた際、評価損の損金算入²及び期限切れ欠損金の優先利用を認める(私的整理のうち、整理回収機構や中小企業再生支援協議会が関与する私的整理及び私的整理ガイドラインに基づく私的整理が対象となる見込み¹、³)。

改正の概要



改正の効果

債務免除益への課税を回避することが可能。

資産売却による損の実現を待たずとも評価損の計上
が出来るため、迅速な事業再生が可能。

再建期間中に発生する所得と相殺可能な青色欠損金
を温存することで、再建期間中の課税負担を抑え、早
期の事業再生が可能。

1「一定の要件」とは以下のような見込み。

一般に公表された債務処理の準則に従って計画が策定されていること
適正な資産評価が行われ、その評価に基づく貸借対照表が作成されていること
で作成した貸借対照表に基づき債務免除額が決定されていること

2以上の金融機関による債権放棄が行われていること(整理回収機構は単独放棄でも可)

(~ については第三者機関等の認証を得ているものに限る)

2 評価益がある場合には併せて計上し益金算入。

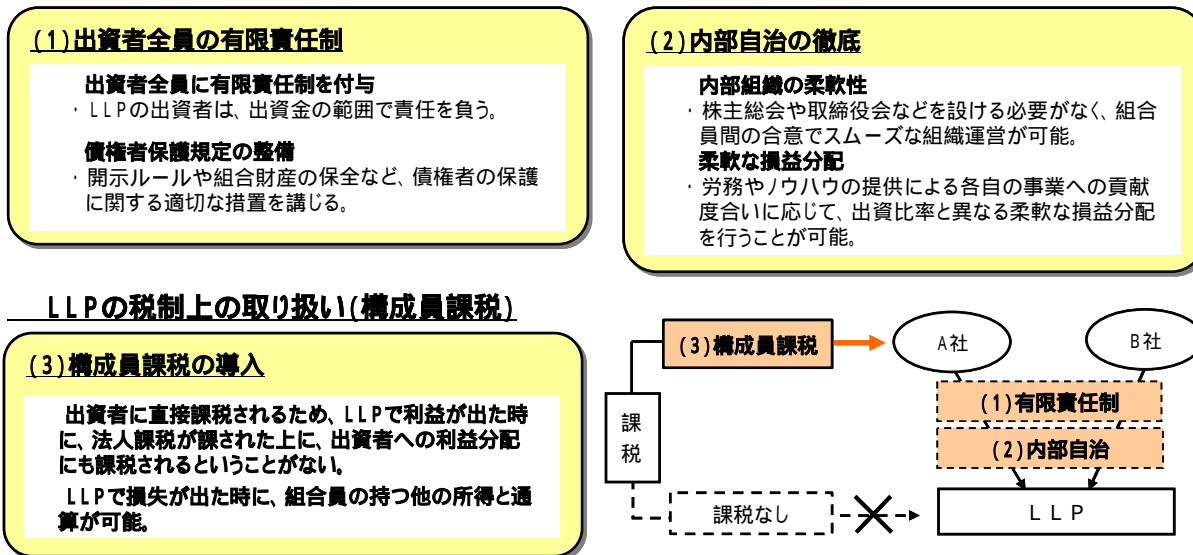
3 正式には、各手法毎に資産評価の基準の策定等の所要の見直しを行った後、
文書照会により本制度の対象となる旨明確化される。

(2) LLP (有限責任事業組合) 制度の創設

創業、事業再編、産学連携の推進や、研究開発、高度サービス等の共同事業の振興に適した組織として、出資者の有限責任の確保、内部自治の徹底が図られるLLP (リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ、有限責任事業組合) 制度の創設を行うとともに、LLP段階では課税せず、出資者に直接課税する仕組み (構成員課税) を適用する。

制度の概要

民法組合の特例として、組合の出資者の有限責任を確保するLLP (有限責任事業組合) 制度を創設する。
(次期通常国会に法案提出予定)



改正の効果

以下のように幅広い分野で共同事業を行うことが可能となり、新しい事業形態による新市場の創出を実現することができる。

大学、ベンチャー、中小企業が、その技術力やノウハウを最大限に活かして、大企業と対等の立場で連携して新しい事業を実施することができる。

大企業が、自社だけでは達成困難な研究開発、設備集約を、複数の企業がそれぞれの製品や技術、資産を持ち寄り、ジョイント・ベンチャー形態で協力しあうことによって達成することができる。

IT産業やサービス産業など多くの産業で、専門的な知識を有する個人同士が集まって、個人だけでは行うことのできない規模の大きな事業を行うことができる。

(3)中小企業等基盤強化税制（流通・サービス業）の延長【国税】

流通・サービス業の経営基盤の強化を図るため、中小流通・サービス企業者等が行う280万円以上の機械・装置等（器具・備品は120万円以上）に対する全ての設備投資について、初年度30%の特別償却又は7%の税額控除を認める制度の適用期限を2年間延長する。

(4)「中小小売商業振興法」に基いて整備される商業施設等の特別償却の延長【国税】

中小小売商業の活性化を図るため、「中小小売商業振興法」の認定を受けた商店街整備計画等に従って整備する一定の商業施設等について8%（公衆の利便を図るものについては12%）の特別償却を認める制度の、対象施設等を一部見直しの上、適用期限を2年間延長する。

(5)事業協同組合等の留保所得の特別控除制度の延長【国税】

中小企業の連携を図る事業協同組合等の経営基盤を強化するため、一定の組合等の各事業年度における留保所得について、32%までの損金算入を認める制度の適用期限を2年間延長する。

(6)中小企業等の貸倒引当金の特例措置の延長【国税】

中小企業等との取引における売掛金等の貸倒リスクに対応する事業協同組合等の経営基盤を強化するため、貸倒引当金の繰入限度額を16%割り増しして損金算入を認める制度の適用期限を2年間延長する。

(7)商工中金・信用保証協会の抵当権設定登記等の税率軽減の延長【国税】

商工組合中央金庫及び信用保証協会が行う中小企業への融資等を円滑化するため、融資等に伴う抵当権設定の登記等につき、登録免許税の税率を軽減（最高0.4%0.1%）する措置の適用期限を2年間延長する。

(8)中小企業新事業活動促進法（仮称）に規定される経営基盤強化事業の用に供する施設に対する事業所税の資産割及び従業者割の非課税措置の継続【地方税】

中小企業新事業活動促進法（仮称）に規定される経営基盤強化計画を実施する中小企業者等の経営基盤強化事業の用に供する施設に対する事業所税の資産割及び従業者割の非課税措置を講ずる。

4 . 長期的検討課題

「 」内は平成17年度税制改正大綱から引用

(1)金融所得課税の一元化の推進（未上場株式等に係る所得との損益通算等）

【概要】

「わが国金融・証券市場の透明性、公平性、効率性を高めるとともに、個人の株式投資を促進するため、金融機関のシステム構築といった面にも配慮しつつ、金融商品間の課税方式の均衡化、損益通算の範囲の拡大を進めていく。その際、国債の大量発行下における個人保有の拡大策について、金融を取り巻く状況等も踏まえつつ、引き続き検討する。また、納税者番号制度については、適正・公平な課税の実現、納税者の税制への信頼の向上に資するものであり、制度の仕組みと目的を明らかにしながら、番号利用にかかるコスト、経済取引への影響、プライバシー保護の問題等について検討を行い、国民の理解を得つつ、その導入に向けた取組みを行う。」

(2)交際費課税

【概要】

「交際費課税については、これをめぐる種々の指摘に鑑み、交際費等の範囲について、その実態等を踏まえつつ、課税上の運用の明確化のための検討を行う。」

(3)中小企業の事業承継の円滑化に資する税制措置の整備

【要望概要】 中小企業の事業承継の円滑化を図るため、所要の税制措置を講ずるべき。